

子ども・子育て支援新制度における公定価格並びに介護報酬の是正を求める意見書

全国的に少子高齢化・人口減少が懸念される中、本市では、子ども子育て支援新制度に基づく各種児童福祉施策に取り組むほか、保育の受け皿確保となる保育所等の整備を積極的に行い待機児童の解消を目指している。

また、高齢者においては、本市の高齢化率は低いものの要介護認定者数は2万人を超え、政令市を除くと県内で最も多いことから、介護保険施設をはじめとする介護事業の充実を図っている。

こうした中、子ども・子育て支援新制度における公定価格並びに介護報酬は、国家公務員の地域手当に準じた地域区分が設定されており、本市に隣接する東京23区は20%、さいたま市及び蕨市は15%となっている一方、本市は6%となっており、生活圏域が同じであるにもかかわらず不均衡が生じ、地域の実情が反映されていない状況である。

そのため、地域区分の高い地域に人材が流出するなど激しい都市間競争にさらされており、各事業者においては人材確保に苦慮しているとの声が数多く寄せられており、自助努力にも限界がある。

このような現状を重く受け止め、人材確保に支障をきたすことのないよう、地域区分の不均衡を早急に是正することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定にもとづき意見書を提出する。

令和元年12月24日

川口市議会議長

内閣総理大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣  
内閣府特命担当大臣（少子化対策担当）  
様